

西脇市地域防災計画の修正について

西脇市地域防災計画の修正概要

- (1) 兵庫県防災計画の修正に伴う修正
 - ア 災害救助法に福祉サービスの提供を追加
 - イ 避難所の運営について（女性や子育て家庭の参画の推進など）
 - ウ ペットの避難について（飼い主による家庭動物との同行避難等の準備）
- (2) 防災計画資料編の修正（土砂災害（特別）警戒区域一覧、災害時相互応援の協定先一覧、防災資機材及び備蓄物資一覧、災害救助法の適用内容、要配慮者利用施設一覧）
- (3) 統計情報等の軽微な修正

頁	修正後	頁	現 行	備考							
10頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第1編 総 則</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="181 608 1086 756"> <tr> <td style="text-align: center;">機関名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第3師団 (<u>中部方面特科連隊</u>) (第8高射特科群)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名	(略)	陸上自衛隊第3師団 (<u>中部方面特科連隊</u>) (第8高射特科群)	(略)	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第1編 総 則</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="1205 608 2110 756"> <tr> <td style="text-align: center;">機関名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第3師団 (<u>第3特科隊</u>) (第8高射特科群)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名	(略)	陸上自衛隊第3師団 (<u>第3特科隊</u>) (第8高射特科群)	(略)	
機関名	(略)										
陸上自衛隊第3師団 (<u>中部方面特科連隊</u>) (第8高射特科群)	(略)										
機関名	(略)										
陸上自衛隊第3師団 (<u>第3特科隊</u>) (第8高射特科群)	(略)										
10頁	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 799 1086 1086"> <tr> <td style="text-align: center;">機関名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)、株式会社 NTTドコモ関西支 社、<u>NTTドコモビジネ ス株式会社</u> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名	(略)	<u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)、株式会社 NTTドコモ関西支 社、 <u>NTTドコモビジネ ス株式会社</u>	(略)	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1205 799 2110 1086"> <tr> <td style="text-align: center;">機関名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <u>西日本電信電話株式会 社</u> (兵庫支店)、株式 会社NTTドコモ関西支 社、<u>エヌ・ティ・ ティ・コミュニケー ションズ株式会社</u> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名	(略)	<u>西日本電信電話株式会 社</u> (兵庫支店)、株式 会社NTTドコモ関西支 社、 <u>エヌ・ティ・ ティ・コミュニケー ションズ株式会社</u>	(略)	
機関名	(略)										
<u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)、株式会社 NTTドコモ関西支 社、 <u>NTTドコモビジネ ス株式会社</u>	(略)										
機関名	(略)										
<u>西日本電信電話株式会 社</u> (兵庫支店)、株式 会社NTTドコモ関西支 社、 <u>エヌ・ティ・ ティ・コミュニケー ションズ株式会社</u>	(略)										

第1編 総則

頁	修正後	頁	現 行	備考
18頁	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 市の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地利用 (略)</p> <p>(資料：兵庫県主要統計指標 令和 <u>7 (2025)</u> 年版)</p>	18頁	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 市の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地利用 (略)</p> <p>(資料：兵庫県主要統計指標 令和 <u>6 (2024)</u> 年版)</p>	
18頁	<p>3 交通</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>西脇市域の鉄道は、平成16(2004)年に電化された西日本旅客鉄道(以下「JR」という。)加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の一日当たりの乗降客数は市内全駅で<u>812</u>人、そのうち西脇市駅が<u>720</u>人で<u>88.7%</u>を占める。</p> <p>(資料：令和 <u>6 (2024)</u> 年版西脇市統計書)</p>	18頁	<p>3 交通</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>西脇市域の鉄道は、平成16(2004)年に電化された西日本旅客鉄道(以下「JR」という。)加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の一日当たりの乗降客数は市内全駅で<u>784</u>人、そのうち西脇市駅が<u>704</u>人で<u>89.8%</u>を占める。</p> <p>(資料：令和 <u>5 (2023)</u> 年版西脇市統計書)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>37頁</p> <p>37頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第1節・第2節 (略) 第3節 広域防災体制の確立 1 (略) 2 防災関係機関等との連携強化 (1) (略) (2) 広域化等により、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに広域消防相互応援協定の締結・運用等消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための支援体制の整備に努める。 (3) (略) 3 応援・受援体制の整備 (略) なお、職員の応援派遣に当たっては、派遣職員が現地において円滑に活動できるよう資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。 4 (略) 第4節～第7節 (略)</p>	<p>37頁</p> <p>37頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第1節・第2節 (略) 第3節 広域防災体制の確立 1 (略) 2 防災関係機関等との連携強化 (1) (略) (2) 広域化等により、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに広域消防相互応援協定の締結・運用等消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援隊生の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための支援体制の整備に努める。 (3) (略) 3 応援・受援体制の整備 (略) なお、職員の応援派遣に当たっては、派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。 4 (略) 第4節～第7節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
47頁	<p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)・(2) (略)</p>	47頁	<p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)・(2) (略)</p>	
47頁	<p>(3) 市（くらし安心部）は、県の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準に、<u>避難所又はその近傍で地域完結型備蓄施設の確保に努める。また、これらの物資の備蓄状況については、国の調査等により年に1回、広く市民に公表するとともに、不足する場合はその確保に努める。</u></p>	47頁	<p>(3) 市（くらし安心部）は、県の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準に<u>備蓄計画を作成し、物資集積拠点を中心に備蓄に努める。</u></p>	
47頁	<p>(4) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>新物資システム（B-P L o）</u>を活用し、県や県下市町と情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努める。</u></p>	47頁	<p>(4) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県や県下市町と情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p>	
47頁	<p>(5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	47頁	<p>(5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
49頁	第2 (略) 第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (1)・(2) (略) (3) 品目 (略) ①～④ (略) ⑤ 日用品・・・トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、 <u>乳児・小児用おむつ、大人用おむつ</u> 、仮設トイレ、 電動簡易トイレ、携帯トイレ ⑥ (略) (4) (略) 2 (略) 第4 (略) 第5 衛生物資 (略) 1～3 (略)	49頁	第2 (略) 第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (1)・(2) (略) (3) 品目 (略) ①～④ (略) ⑤ 日用品・・・トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、 <u>紙おむつ</u> 、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯ト イレ ⑥ (略) (4) (略) 2 (略) 第4 (略) 第5 衛生物資 (略) 1～3 (略)	
50頁	4 避難所運営用資材等 間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、 <u>パーティション</u> 、換気設 備、除菌・減菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など	50頁	4 避難所運営用資材等 間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、 <u>受付用パーティション</u> 、 換気設備、除菌・減菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など	

頁	修正後	頁	現 行	備考																
52頁	<p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消防力の強化 (略)</p> <p>■消防力の現況 (令和7(2025)年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td>841人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td>55台</td> </tr> </table>	(略)		西脇市消防団		消防団員数	841人	車両数	55台	52頁	<p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消防力の強化 (略)</p> <p>■消防力の現況 (令和6(2024)年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td>853人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td>55台</td> </tr> </table>	(略)		西脇市消防団		消防団員数	853人	車両数	55台	
(略)																				
西脇市消防団																				
消防団員数	841人																			
車両数	55台																			
(略)																				
西脇市消防団																				
消防団員数	853人																			
車両数	55台																			
58頁	<p>1～3 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節</p> <p>第1 避難所の指定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点の設置や、避難に関する情報の把握等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。</p>	58頁	<p>1～3 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節</p> <p>第1 避難所の指定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。</p>																	
66頁	<p>第2～第10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援対策の強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難支援体制の確立</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 個別避難計画をはじめとする地域における避難支援体制の整備 (略)</p> <p>また、市(くらし安心部、福祉部)は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステム等のデジタル技術を活用するよう検討する。</p>	66頁	<p>第2～第10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援対策の強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難支援体制の確立</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 個別避難計画をはじめとする地域における避難支援体制の整備 (略)</p> <p>また、市(くらし安心部、福祉部)は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。</p>																	
	6～8 (略)		6～8 (略)																	

頁	修正後	頁	現 行	備考
70頁	<p>第3～第5 (略)</p> <p>第16節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>1 災害時の廃棄物処理対策</p> <p>市(くらし安心部)は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画及びマニュアルを整備する<u>とともに、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p>	70頁	<p>第3～第5 (略)</p> <p>第16節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>1 災害時の廃棄物処理対策</p> <p>市(くらし安心部)は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画及びマニュアルを整備する。</p>	
71頁	<p>2～4 (略)</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備 <u>・連携体制の強化</u></p>	71頁	<p>2～4 (略)</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p>	
71頁	<p>1 関係機関との連携</p> <p>市(くらし安心部、福祉部)及び社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等と連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図る。また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。</u></p>	71頁	<p>1 関係機関との連携</p> <p>市(くらし安心部、福祉部)及び社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等と連携を<u>図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、必要資機材の整備その他の環境整備に努める。</u></p>	
72頁	<p>2 ボランティアの登録・周知</p> <p>市(くらし安心部)及び社会福祉協議会は、ボランティアの登録制度を設置し、ボランティア活動の情報提供や周知を図る。また、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、講演会やイベント等市民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。</u></p>	72頁	<p>2 ボランティアの登録・周知</p> <p>市(くらし安心部)及び社会福祉協議会は、ボランティアの登録制度を設置し、ボランティア活動の情報提供や周知を図る。また、<u>災害ボランティアの意識啓発のため、講演会やイベント等を開催する。</u></p>	
	<p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第18節～第20節 (略)</p>		<p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第18節～第20節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
78頁	<p>第2章 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及</p> <p>市（くらし安心部）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自分の生命と財産は自分で守る。」ということを基本に、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育等の</u>防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>第2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 災害に対する日頃の心得</p> <p>①～⑬ （略）</p>	78頁	<p>第2章 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及</p> <p>市（くらし安心部）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自分の生命と財産は自分で守る。」ということを基本に、<u>平常時から地域、家庭、職場等で</u>防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>第2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 災害に対する日頃の心得</p> <p>①～⑬ （略）</p>	
79頁	<p><u>⑭ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 児童生徒の安全確保対策</p> <p>第1 通学路等の設定</p> <p>1～4 （略）</p>	79頁	<p>（新設）</p> <p>(4) （略）</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 児童生徒の安全確保対策</p> <p>第1 通学路等の設定</p> <p>1～4 （略）</p>	
86頁	<p>5 <u>こども園児</u>の登降園</p> <p><u>こども園児</u>の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添い、<u>こども園児</u>の安全を図る。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第4節 （略）</p>	86頁	<p>5 <u>幼稚園児・子ども園児</u>の登降園</p> <p><u>幼稚園児・子ども園児</u>の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添い、<u>幼稚園児・子ども園児</u>の安全を図る。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第4節 （略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																
94頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第1節～第3節 (略) 第4節 建築物等の耐震性の確保 第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 市(建設水道部)は、計画的に耐震改修を進めるため、県耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56(1981)年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>	94頁	<p>第3章 地域防災基盤の整備 第1節～第3節 (略) 第4節 建築物等の耐震性の確保 第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 市(建設水道部)は、計画的に耐震改修を進めるため、<u>平成28(2016)年3月改定</u>の県耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56(1981)年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>																	
99頁	<p>第2～第4 (略) 第5節・第6節 (略) 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="181 644 1086 951"> <tr> <td data-bbox="181 644 259 951" rowspan="2">担当者</td> <td colspan="2" data-bbox="259 644 1086 687">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 687 412 911">関係機関</td> <td data-bbox="412 687 1086 911"> 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、<u>NTT西日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="181 911 1086 951">(略)</td> </tr> </table>	担当者	(略)		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会	(略)			99頁	<p>第2～第4 (略) 第5節・第6節 (略) 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1205 644 2112 951"> <tr> <td data-bbox="1205 644 1283 951" rowspan="2">担当者</td> <td colspan="2" data-bbox="1283 644 2112 687">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 687 1435 911">関係機関</td> <td data-bbox="1435 687 2112 911"> 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、<u>西日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1205 911 2112 951">(略)</td> </tr> </table>	担当者	(略)		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会	(略)			
担当者	(略)																			
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会																		
(略)																				
担当者	(略)																			
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会																		
(略)																				
102頁	<p>第1～第3 (略) 第4 通信施設の整備等 (<u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店) (略) 第5～第7 (略) 第4章 (略)</p>	102頁	<p>第1～第3 (略) 第4 通信施設の整備等 (<u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店) (略) 第5～第7 (略) 第4章 (略)</p>																	

頁	修正後	頁	現 行	備考
117頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>第1章 基本方針 第1 （略） 第2 円滑な災害応急活動の実施 災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、だれが（担当者）、いつ（判断基準）、どのように（優先順位、対策項目、手順）、実施するのか対策内容を明示する。 災害応急活動の実施に当たっては、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。 <u>なお、市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等について、十分留意する。</u> また、消防団待機水位は、本来は水防団待機水位というが、西脇市では西脇市水防に関する条例（平成17（2005）年条例第179号）により、水防団は設置せず消防団をもって充てるものとしているため、消防団待機水位と呼ぶ。 （略）</p>	117頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>第1章 基本方針 第1 （略） 第2 円滑な災害応急活動の実施 災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、だれが（担当者）、いつ（判断基準）、どのように（優先順位、対策項目、手順）、実施するのか対策内容を明示する。 <u>なお、</u>災害応急活動の実施に当たっては、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。 また、消防団待機水位は、本来は水防団待機水位というが、西脇市では西脇市水防に関する条例（平成17（2005）年条例第179号）により、水防団は設置せず消防団をもって充てるものとしているため、消防団待機水位と呼ぶ。 （略）</p>	

頁	修正後				頁	現 行				備考																
127頁	第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 (略) 第1・第2 (略) 第3 現地本部 (略) 1～5 (略) (略) ○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）				127頁	第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 (略) 第1・第2 (略) 第3 現地本部 (略) 1～5 (略) (略) ○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="1">本部事務局</td> <td> 救護班 (健幸都市推進課長) </td> <td> 健幸都市推進課 はぴいくサ ポートセン ター </td> <td> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・保健予防対策及び生活環境衛生対策 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課		事務分掌	本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課 はぴいくサ ポートセン ター		・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・保健予防対策及び生活環境衛生対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="1">本部事務局</td> <td> 救護班 (健幸都市推進課長) </td> <td> 健幸都市推進課 </td> <td> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課	・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請						
部	班名	担当部課	事務分掌																							
本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課 はぴいくサ ポートセン ター	・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・保健予防対策及び生活環境衛生対策																							
部	班名	担当部課	事務分掌																							
本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課	・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請																							
127頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="1">資材調整部</td> <td> 資材調整班 (契約課長) </td> <td> まちづくり課 財政課 契約課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				部	班名	担当部課	事務分掌	資材調整部	資材調整班 (契約課長)	まちづくり課 財政課 契約課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)	127頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="1">資材調整部</td> <td> 資材調整班 (管財課長) </td> <td> まちづくり課 財政課 管財課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				部	班名	担当部課	事務分掌	資材調整部	資材調整班 (管財課長)	まちづくり課 財政課 管財課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)	
部	班名	担当部課	事務分掌																							
資材調整部	資材調整班 (契約課長)	まちづくり課 財政課 契約課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)																							
部	班名	担当部課	事務分掌																							
資材調整部	資材調整班 (管財課長)	まちづくり課 財政課 管財課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)																							

頁	修正後				頁	現 行				備考
129頁	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） （ <u>学校教育課長</u> ）	担当部課 教育総務課 <u>学校教育課</u>	事務分掌 （略）	129頁	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） （ <u>学校適正推進課長</u> ）	担当部課 教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	事務分掌 （略）	
		避難所班 （教育総務課長） （ <u>学校教育課長</u> ）	各部	（略）			避難所班 （教育総務課長） （ <u>学校適正推進課長</u> ）	各部	（略）	
(略)										

頁	修正後	頁	備考												
142頁	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</p> <p>1 気象情報・河川情報等の収集 (略)</p> <p>■注意報の種類と基準</p> <table border="1" data-bbox="203 507 1077 687"> <tr> <td>注意報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>土壌雨量指数 <u>91</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>41.9</u> 杉原川19.6 野間川16.2</td> </tr> </table>	注意報の種類	基準	大雨注意報	土壌雨量指数 <u>91</u>	洪水注意報	流域雨量指数 加古川 <u>41.9</u> 杉原川19.6 野間川16.2	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</p> <p>1 気象情報・河川情報等の収集 (略)</p> <p>■注意報の種類と基準</p> <table border="1" data-bbox="1227 507 2101 687"> <tr> <td>注意報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>土壌雨量指数 <u>116</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>41.8</u> 杉原川19.6 野間川16.2</td> </tr> </table>	注意報の種類	基準	大雨注意報	土壌雨量指数 <u>116</u>	洪水注意報	流域雨量指数 加古川 <u>41.8</u> 杉原川19.6 野間川16.2	
注意報の種類	基準														
大雨注意報	土壌雨量指数 <u>91</u>														
洪水注意報	流域雨量指数 加古川 <u>41.9</u> 杉原川19.6 野間川16.2														
注意報の種類	基準														
大雨注意報	土壌雨量指数 <u>116</u>														
洪水注意報	流域雨量指数 加古川 <u>41.8</u> 杉原川19.6 野間川16.2														
143頁	<p>■警報の種類と基準</p> <table border="1" data-bbox="203 767 1077 948"> <tr> <td>警報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>土壌雨量指数 <u>135</u></td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>52.4</u> 杉原川<u>24.4</u> 野間川20.3</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 県等への被害情報の報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害情報の伝達手段 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	警報の種類	基準	大雨警報	土壌雨量指数 <u>135</u>	洪水警報	流域雨量指数 加古川 <u>52.4</u> 杉原川 <u>24.4</u> 野間川20.3	<p>■警報の種類と基準</p> <table border="1" data-bbox="1227 767 2101 948"> <tr> <td>警報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>土壌雨量指数 <u>155</u></td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>52.3</u> 杉原川<u>24.5</u> 野間川20.3</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 県等への被害情報の報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害情報の伝達手段 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	警報の種類	基準	大雨警報	土壌雨量指数 <u>155</u>	洪水警報	流域雨量指数 加古川 <u>52.3</u> 杉原川 <u>24.5</u> 野間川20.3	
警報の種類	基準														
大雨警報	土壌雨量指数 <u>135</u>														
洪水警報	流域雨量指数 加古川 <u>52.4</u> 杉原川 <u>24.4</u> 野間川20.3														
警報の種類	基準														
大雨警報	土壌雨量指数 <u>155</u>														
洪水警報	流域雨量指数 加古川 <u>52.3</u> 杉原川 <u>24.5</u> 野間川20.3														
150頁	<p>(4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>NTT西日本株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。</p>	<p>(4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>西日本電信電話株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。</p>													

頁	修正後	頁	現 行	備考
151頁	<p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及び被災証明書の発行等を行う。<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステム等のデジタル技術の活用を含め、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。なお、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する被災者台帳を作成する際には、県に対し協力を求める。</u></p> <p>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p>	151頁	<p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及び被災証明書の発行等を行う。<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p>	

頁	修正後	頁	備考
157頁	<p>第4節 防災関係機関等との連携 第1 自衛隊への派遣要請 1 災害派遣要請の方法 (1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <pre> graph TD A["西脇市災害対策本部 市長 (災害対策本部長)"] B["陸上自衛隊中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (079-222-4001)"] C["陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)"] D["知事 (県災害対策本部長)"] E["兵庫県警察本部長"] F["県民局長 (県災害対策地方本部長)"] G["西脇警察署長"] A -- 要請 --> B A -- 要請 --> C A -- 要求 --> D A -. (通知) .-> D D -- 通報 --> E A -- 協議・通報 --> F A -- 協議・通報 --> G </pre>	<p>第4節 防災関係機関等との連携 第1 自衛隊への派遣要請 1 災害派遣要請の方法 (1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <pre> graph TD A["西脇市災害対策本部 市長 (災害対策本部長)"] B["陸上自衛隊第3特科隊姫路 (079-222-4001)"] C["陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)"] D["知事 (県災害対策本部長)"] E["兵庫県警察本部長"] F["県民局長 (県災害対策地方本部長)"] G["西脇警察署長"] A -- 要請 --> B A -- 要請 --> C A -- 要求 --> D A -. (通知) .-> D D -- 通報 --> E A -- 協議・通報 --> F A -- 協議・通報 --> G </pre>	

頁	修正後	頁	現行	備考																												
157頁	2 要請先等 (1) 要請先等 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td><u>中部方面特科連隊長</u></td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>中部方面特科連隊長</u>	姫路市峰南町1番70号	156頁	2 要請先等 (1) 要請先等 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td><u>第3特科隊長</u></td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>第3特科隊長</u>	姫路市峰南町1番70号																	
区分	宛先	所在地																														
陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>中部方面特科連隊長</u>	姫路市峰南町1番70号																														
区分	宛先	所在地																														
陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>第3特科隊長</u>	姫路市峰南町1番70号																														
157頁	(2) 連絡先 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079) 222-4001</td> <td>(079) 222-4001</td> </tr> <tr> <td>内線238・650</td> <td>内線302 (当直司令)</td> </tr> <tr> <td>FAX (079) 222-4001</td> <td>FAX (079) 222-4001</td> </tr> <tr> <td>内線239</td> <td>内線239</td> </tr> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)	(079) 222-4001	(079) 222-4001	内線238・650	内線302 (当直司令)	FAX (079) 222-4001	FAX (079) 222-4001	内線239	内線239	156頁	(2) 連絡先 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">自衛隊 <u>第3特科隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079) 222-4001</td> <td>(079) 222-4001</td> </tr> <tr> <td>内線238・650</td> <td>内線302 (当直司令)</td> </tr> <tr> <td>FAX (079) 222-4001</td> <td>FAX (079) 222-4001</td> </tr> <tr> <td>内線239</td> <td>内線239</td> </tr> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 <u>第3特科隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)	(079) 222-4001	(079) 222-4001	内線238・650	内線302 (当直司令)	FAX (079) 222-4001	FAX (079) 222-4001	内線239	内線239	
区分	電話番号																															
	勤務時間内	勤務時間外																														
自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)	(079) 222-4001	(079) 222-4001																														
	内線238・650	内線302 (当直司令)																														
	FAX (079) 222-4001	FAX (079) 222-4001																														
	内線239	内線239																														
区分	電話番号																															
	勤務時間内	勤務時間外																														
自衛隊 <u>第3特科隊</u> (姫路駐屯地) (第3科)	(079) 222-4001	(079) 222-4001																														
	内線238・650	内線302 (当直司令)																														
	FAX (079) 222-4001	FAX (079) 222-4001																														
	内線239	内線239																														
159頁	3・4 (略) 5 活動内容 (1)～(9) (略) (10) 「 <u>防衛省所管</u> に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する <u>省令</u> 」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与 (11)・(12) (略) 6・7 (略) 第2 (略)	158頁	3・4 (略) 5 活動内容 (1)～(9) (略) (10) 「 <u>防衛庁の管理</u> に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する <u>総理府令</u> 」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与 (11)・(12) (略) 6・7 (略) 第2 (略)																													

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
164頁	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施</p> <p>(1) 実施項目</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施項目</td> <td>救助期間</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>最長2年</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩 7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>緊急の修理 10日以内 3か月以内</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p>	実施項目	救助期間	応急仮設住宅の供与	最長2年	医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	福祉サービスの提供	7日以内	災害にかかった住宅の応急修理	緊急の修理 10日以内 3か月以内	163頁	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施</p> <p>(1) 実施項目</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施項目</td> <td>実施期間</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>着工から20日以内</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1か月以内</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p>	実施項目	実施期間	応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	(新設)		災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	
実施項目	救助期間																											
応急仮設住宅の供与	最長2年																											
医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
福祉サービスの提供	7日以内																											
災害にかかった住宅の応急修理	緊急の修理 10日以内 3か月以内																											
実施項目	実施期間																											
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内																											
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
(新設)																												
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内																											
177頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 ヘリコプターの運行</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域航空消防応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要望先</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>連絡先</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>昼間(9:00~17:30)</td> <td>兵庫県危機管理部消防保安課</td> <td>TEL(078)362-9821 FAX(078)362-9915</td> </tr> </table>	区分	連絡先	電話番号	昼間(9:00~17:30)	兵庫県危機管理部消防保安課	TEL(078)362-9821 FAX(078)362-9915	176頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 ヘリコプターの運行</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域航空消防応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要望先</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>連絡先</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>昼間(9:00~17:30)</td> <td>兵庫県企画県民部災害対策局消防課</td> <td>TEL(078)362-9831 FAX(078)362-9915</td> </tr> </table>	区分	連絡先	電話番号	昼間(9:00~17:30)	兵庫県企画県民部災害対策局消防課	TEL(078)362-9831 FAX(078)362-9915													
区分	連絡先	電話番号																										
昼間(9:00~17:30)	兵庫県危機管理部消防保安課	TEL(078)362-9821 FAX(078)362-9915																										
区分	連絡先	電話番号																										
昼間(9:00~17:30)	兵庫県企画県民部災害対策局消防課	TEL(078)362-9831 FAX(078)362-9915																										

頁	修正後	頁	現 行	備考
185頁	<p>第4節 避難対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	184頁	<p>第4節 避難対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>各地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	
187頁	<p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p>	186頁	<p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
188頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>① 市（福祉部、教育部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努める。<u>また、長期化する避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進する</u>とともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	187頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>① 市（福祉部、教育部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	
188頁	<p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>要援護者（要配慮者）や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行う</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p>	187頁	<p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p>	
189頁	<p>⑧～⑱ (略)</p> <p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションや<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>を設置する等）するほか、文化的・福祉的（<u>栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する</u>等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	188頁	<p>⑧～⑱ (略)</p> <p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（<u>段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等</u>）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
196頁	<p>第5節 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 食料の調達</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 米穀の供給</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省 <u>農産局長</u> に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し市に供給するものとされている。</p>	195頁	<p>第5節 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 食料の調達</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 米穀の供給</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し市に供給するものとされている。</p>	
196頁	<p>ウ 市は県との間に連絡がつかない場合農林水産省 <u>農産局長</u> に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県に速やかにその旨報告する。</p>	195頁	<p>ウ 市は県との間に連絡がつかない場合農林水産省 <u>政策統括官</u> に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県に速やかにその旨報告する。</p>	
202頁	<p>4～6 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の健康状況 <u>や多様なニーズ</u> の把握に努める。支援が必要な方については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p>	201頁	<p>4～6 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。支援が必要な方については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p>	
	<p>2～4 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p>		<p>2～4 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p>	

第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）

頁	修正後	頁	備考							
228頁	第8節～第16節（略） 第17節 ライフラインの応急対策 <table border="1" data-bbox="181 308 1086 576"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">担当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、<u>NTT西日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ関西支社、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	担当	（略）		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	（略）		227頁	
担当	（略）									
	関係機関		関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社							
	（略）									
233頁	第1・第2（略） 第3 電気通信の確保 1（略） 2 NTT各社 (1) 対策本部の設置 （略） <table border="1" data-bbox="181 802 1086 847"> <tr> <td style="text-align: center;">機 関 名</td> <td><u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店</td> </tr> </table> (2)・(3)（略）	機 関 名	<u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店	232頁						
機 関 名	<u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店									
239頁	第4・第5（略） 第18節 教育対策 <table border="1" data-bbox="181 968 1086 1102"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">担当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>学校、<u>こども園</u>、文化財等の所有者・管理者</td> </tr> </table> 第19節～第22節（略）	担当	（略）		関係団体	学校、 <u>こども園</u> 、文化財等の所有者・管理者	238頁			
担当	（略）									
	関係団体	学校、 <u>こども園</u> 、文化財等の所有者・管理者								
		第8節～第16節（略） 第17節 ライフラインの応急対策 <table border="1" data-bbox="1202 308 2107 576"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">担当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、<u>西日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTTドコモ関西支社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	担当	（略）		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	（略）		
担当	（略）									
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一社）兵庫県LPガス協会、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社								
	（略）									
		第1・第2（略） 第3 電気通信の確保 1（略） 2 NTT各社 (1) 対策本部の設置 （略） <table border="1" data-bbox="1202 802 2107 847"> <tr> <td style="text-align: center;">機 関 名</td> <td><u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店</td> </tr> </table> (2)・(3)（略） 第4・第5（略） 第18節 教育対策 <table border="1" data-bbox="1202 968 2107 1102"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">担当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>学校、<u>幼稚園</u>、文化財等の所有者・管理者</td> </tr> </table> 第19節～第22節（略）	機 関 名	<u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店	担当	（略）		関係団体	学校、 <u>幼稚園</u> 、文化財等の所有者・管理者	
機 関 名	<u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店									
担当	（略）									
	関係団体	学校、 <u>幼稚園</u> 、文化財等の所有者・管理者								

頁	修正後	頁	備考
250頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章 基本方針 第1 (略) 第2 円滑な災害応急活動の実施 災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、だれが（担当者）、いつ（判断基準）、どのように（優先順位、対策項目、手順）、実施するのか対策内容を明示する。 災害応急活動の実施に当たっては、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。 <u>なお、市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等について、十分留意する。</u> （略）</p>	249頁	
		<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章 基本方針 第1 (略) 第2 円滑な災害応急活動の実施 災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、だれが（担当者）、いつ（判断基準）、どのように（優先順位、対策項目、手順）、実施するのか対策内容を明示する。 <u>なお、</u>災害応急活動の実施に当たっては、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。 （略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																						
260頁	<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 現地本部 (略)</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>救護班 (健幸都市推進課長)</td> <td>健幸都市推進課 <u>はぴいくサ ポートセン ター</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・<u>保健予防対策及び生活環境衛生対策</u> </td> </tr> <tr> <td>資材調整班 (<u>契約課長</u>)</td> <td>まちづくり課 財政課 <u>契約課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課 <u>はぴいくサ ポートセン ター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・<u>保健予防対策及び生活環境衛生対策</u> 	資材調整班 (<u>契約課長</u>)	まちづくり課 財政課 <u>契約課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)	259頁	<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 現地本部 (略)</p> <p>○事務分掌 太ゴシック体・・・初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>救護班 (健幸都市推進課長)</td> <td>健幸都市推進課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 </td> </tr> <tr> <td>資材調整班 (<u>管財課長</u>)</td> <td>まちづくり課 財政課 <u>管財課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 	資材調整班 (<u>管財課長</u>)	まちづくり課 財政課 <u>管財課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)	
部	班名	担当部課	事務分掌																							
本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課 <u>はぴいくサ ポートセン ター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 ・<u>保健予防対策及び生活環境衛生対策</u> 																							
	資材調整班 (<u>契約課長</u>)	まちづくり課 財政課 <u>契約課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)																							
部	班名	担当部課	事務分掌																							
本部事務局	救護班 (健幸都市推進課長)	健幸都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設運営 ・医療機関との連携 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請 																							
	資材調整班 (<u>管財課長</u>)	まちづくり課 財政課 <u>管財課</u> 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	(略)																							
260頁		259頁																								

頁	修正後				頁	現 行				備考
261頁	部	班名	担当部課	事務分掌	260頁	部	班名	担当部課	事務分掌	
	応援部	応援班 (会計課長)	監査・公平委員会 選挙管理委員会 会計課 まちづくり課 財政課 契約課 総務課 社会福祉課 戸籍住民課 保険医療課 健幸都市推進課 教育総務課 学校教育課 青少年センター 幼保連携課 人権教育課 生涯学習課 中央公民館 図書館	(略)		応援部	応援班 (会計課長)	監査・公平委員会 選挙管理委員会 会計課 まちづくり課 財政課 管財課 総務課 社会福祉課 戸籍住民課 保険医療課 健幸都市推進課 教育総務課 学校教育課 青少年センター 幼保連携課 人権教育課 生涯学習課 中央公民館 図書館	(略)	

頁	修正後				頁	現 行				備考
262頁	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） （ <u>学校教育課長</u> ）	担当部課 教育総務課 <u>学校教育課</u>	事務分掌 （略）	261頁	避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） （ <u>学校適正推進課長</u> ）	担当部課 教育総務課 <u>学校適正推進課</u>	事務分掌 （略）	
		避難所班 （教育総務課長） （ <u>学校教育課長</u> ）	各部	（略）			避難所班 （教育総務課長） （ <u>学校適正推進課長</u> ）	各部	（略）	
(略)										

頁	修正後	頁	現 行	備考
277頁	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県等への被害情報の報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害情報の伝達手段 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>N T T西日本株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p>	276頁	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県等への被害情報の報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害情報の伝達手段 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>西日本電信電話株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p>	
278頁	<p>市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及び被災証明書の発行等を行う。<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステム等のデジタル技術の活用を含め、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。なお、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する被災者台帳を作成する際には、県に対し協力を求める。</u></p> <p>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。</p> <p>なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	277頁	<p>市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及び被災証明書の発行等を行う。<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。</p> <p>なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

頁	修正後	頁	備考												
283頁	<p>第6 (略) 第4節 防災関係機関等との連携 第1 自衛隊への派遣要請 1 災害派遣要請の方法 (1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <pre> graph TD A[西脇市災害対策本部 市長 (災害対策本部長)] -- 要求 --> B[知事 (県災害対策本部長)] A -.-> 通知 B B -- 要請 --> C[陸上自衛隊中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (079-222-4001)] B -- 要請 --> D[陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)] C -- 統制 --> D C -.-> 直接通知 E[陸上自衛隊中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (079-222-4001)] D -.-> 直接通知 F[陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)] B -- 通報 --> G[兵庫県警察本部長] A -- 協議・通報 --> H[県民局長 (県災害対策地方本部長)] A -- 協議・通報 --> I[西脇警察署長] </pre>	<p>282頁</p> <p>第6 (略) 第4節 防災関係機関等との連携 第1 自衛隊への派遣要請 1 災害派遣要請の方法 (1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <pre> graph TD A[西脇市災害対策本部 市長 (災害対策本部長)] -- 要求 --> B[知事 (県災害対策本部長)] A -.-> 通知 B B -- 要請 --> C[陸上自衛隊第3特科隊姫路 (079-222-4001)] B -- 要請 --> D[陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)] C -- 統制 --> D C -.-> 直接通知 E[陸上自衛隊第3特科隊姫路 (079-222-4001)] D -.-> 直接通知 F[陸上自衛隊第8高射特科群 (青野原駐屯地) (0794-66-7301)] B -- 通報 --> G[兵庫県警察本部長] A -- 協議・通報 --> H[県民局長 (県災害対策地方本部長)] A -- 協議・通報 --> I[西脇警察署長] </pre>													
283頁	<p>2 要請先等 (1) 要請先等</p> <table border="1" data-bbox="181 1098 1088 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td><u>中部方面特科連隊長</u></td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>中部方面特科連隊長</u>	姫路市峰南町1番70号	<p>282頁</p> <p>2 要請先等 (1) 要請先等</p> <table border="1" data-bbox="1205 1098 2112 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td><u>第3特科隊長</u></td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>第3特科隊長</u>	姫路市峰南町1番70号	
区分	宛先	所在地													
陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>中部方面特科連隊長</u>	姫路市峰南町1番70号													
区分	宛先	所在地													
陸上自衛隊姫路駐屯地	<u>第3特科隊長</u>	姫路市峰南町1番70号													

頁	修正後	頁	現行	備考																								
283頁	<p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239</td> <td>(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239</td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239	282頁	<p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239</td> <td>(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239</td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239									
区分	電話番号																											
	勤務時間内	勤務時間外																										
自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239																										
区分	電話番号																											
	勤務時間内	勤務時間外																										
自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239																										
285頁	<p>3・4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「<u>防衛省所管</u>」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する<u>省令</u>」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施 (略)</p>	284頁	<p>3・4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「<u>防衛庁の管理</u>」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する<u>総理府令</u>」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施 (略)</p>																									
290頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>救助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td><u>最長2年</u></td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩 7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td><u>福祉サービスの提供</u></td> <td><u>7日以内</u></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td><u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	救助期間	応急仮設住宅の供与	<u>最長2年</u>	医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>	災害にかかった住宅の応急修理	<u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u>	289頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td><u>着工から20日以内</u></td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩<u>の日から</u>7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td><u>1か月以内</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施期間	応急仮設住宅の供与	<u>着工から20日以内</u>	医療及び助産	14日以内 分娩 <u>の日から</u> 7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	(新設)		災害にかかった住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	
実施項目	救助期間																											
応急仮設住宅の供与	<u>最長2年</u>																											
医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>																											
災害にかかった住宅の応急修理	<u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u>																											
実施項目	実施期間																											
応急仮設住宅の供与	<u>着工から20日以内</u>																											
医療及び助産	14日以内 分娩 <u>の日から</u> 7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
(新設)																												
災害にかかった住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>																											

頁	修正後	頁	現行	備考												
303頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 ヘリコプターの運行</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域航空消防応援要請 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要望先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>連絡先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (9:00~17:30)</td> <td>兵庫県<u>危機管理部消防保安課</u></td> <td>TEL (078) 362-<u>9821</u> FAX (078) 362-9915</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連絡先	電話番号	昼間 (9:00~17:30)	兵庫県 <u>危機管理部消防保安課</u>	TEL (078) 362- <u>9821</u> FAX (078) 362-9915	302頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 ヘリコプターの運行</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域航空消防応援要請 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要望先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>連絡先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (9:00~17:30)</td> <td>兵庫県<u>企画県民部災害対策局消防課</u></td> <td>TEL (078) 362-<u>9831</u> FAX (078) 362-9915</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連絡先	電話番号	昼間 (9:00~17:30)	兵庫県 <u>企画県民部災害対策局消防課</u>	TEL (078) 362- <u>9831</u> FAX (078) 362-9915	
区分	連絡先	電話番号														
昼間 (9:00~17:30)	兵庫県 <u>危機管理部消防保安課</u>	TEL (078) 362- <u>9821</u> FAX (078) 362-9915														
区分	連絡先	電話番号														
昼間 (9:00~17:30)	兵庫県 <u>企画県民部災害対策局消防課</u>	TEL (078) 362- <u>9831</u> FAX (078) 362-9915														
305頁	<p>第4節 避難対策</p> <p>第1 避難指示・緊急安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、<u>身体障害者福祉協会</u>、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 (略)</p>	担当	(略)	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、 <u>身体障害者福祉協会</u> 、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民	304頁	<p>第4節 避難対策</p> <p>第1 避難指示・緊急安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、<u>身体w福祉協会</u>、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 (略)</p>	担当	(略)	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、 <u>身体w福祉協会</u> 、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民					
担当	(略)															
関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、 <u>身体障害者福祉協会</u> 、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民															
担当	(略)															
関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、 <u>身体w福祉協会</u> 、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民															

頁	修正後	頁	現 行	備考
308頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	307頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>各地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	
311頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	310頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り<u>各地域</u>ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
311頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>① 市（福祉部、教育部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努める。<u>また、長期化する避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進する</u>とともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	310頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>① 市（福祉部、教育部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	
312頁	<p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>要援護者（要配慮者）や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行う</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p> <p>⑧～⑱ (略)</p>	311頁	<p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p> <p>⑧～⑱ (略)</p>	
312頁	<p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する等）するほか、<u>文化的・福祉的（栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等）</u>な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	312頁	<p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを<u>設置する等</u>）するほか、<u>文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）</u>な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
320頁	<p>第5節 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 食料の調達</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省 <u>農産局長</u> に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し市に供給するものとされている。</p>	319頁	<p>第5節 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 食料の調達</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し市に供給するものとされている。</p>	
320頁	<p>ウ 市は県との間に連絡がつかない場合農林水産省 <u>農産局長</u> に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県に速やかにその旨報告する。</p>	319頁	<p>ウ 市は県との間に連絡がつかない場合農林水産省 <u>政策統括官</u> に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県に速やかにその旨報告する。</p>	
327頁	<p>4～6 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の健康状況 <u>や多様なニーズ</u> の把握に努める。支援が必要な方については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	326頁	<p>4～6 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。支援が必要な方については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考														
353頁	第8節～第16節 (略) 第17節 ライフラインの応急対策 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">担 当 者</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、<u>NTT西日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ関西支社、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	担 当 者	(略)		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	(略)		352頁	第8節～第16節 (略) 第17節 ライフラインの応急対策 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">担 当 者</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、<u>西日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTTドコモ関西支社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	担 当 者	(略)		関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	(略)		
担 当 者	(略)																	
	関係機関		関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社															
	(略)																	
担 当 者	(略)																	
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ関西支社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社																
	(略)																	
358頁	第1・第2 (略) 第3 電気通信の確保 1 (略) 2 NTT各社 (1) 対策本部の設置 (略) <table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店</td> </tr> </table> (2)・(3) (略) 第4・第5 (略) 第18節 教育対策	機 関 名	<u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店	357頁	第1・第2 (略) 第3 電気通信の確保 1 (略) 2 NTT各社 (1) 対策本部の設置 (略) <table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店</td> </tr> </table> (2)・(3) (略) 第4・第5 (略) 第18節 教育対策	機 関 名	<u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店											
機 関 名	<u>NTT西日本株式会社</u> 兵庫支店																	
機 関 名	<u>西日本電信電話株式会社</u> 兵庫支店																	
364頁	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">担 当</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>学校、<u>こども園</u>、文化財等の所有者・管理者</td> </tr> </table> (略) 第19節～第22節 (略)	担 当	(略)		関係団体	学校、 <u>こども園</u> 、文化財等の所有者・管理者	363頁	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">担 当</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>学校、<u>幼稚園</u>、文化財等の所有者・管理者</td> </tr> </table> (略) 第19節～第22節 (略)	担 当	(略)		関係団体	学校、 <u>幼稚園</u> 、文化財等の所有者・管理者					
担 当	(略)																	
	関係団体	学校、 <u>こども園</u> 、文化財等の所有者・管理者																
担 当	(略)																	
	関係団体	学校、 <u>幼稚園</u> 、文化財等の所有者・管理者																

頁	修正後	頁	現 行	備考
391頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>第1章 基本対策 第1節・第2節 （略） 第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1・第2 （略） 第3 県等への被害情報の報告 1・2 （略） 3 災害情報の伝達手段 （略） (1)～(3) （略） (4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>NTT西日本株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。 (5) （略） 4 （略） 第4 被害調査 1 （略）</p>	390頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>第1章 基本対策 第1節・第2節 （略） 第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1・第2 （略） 第3 県等への被害情報の報告 1・2 （略） 3 災害情報の伝達手段 （略） (1)～(3) （略） (4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、<u>西日本電信電話株式会社</u>災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。 (5) （略） 4 （略） 第4 被害調査 1 （略）</p>	
392頁	<p>2 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステム等のデジタル技術の活用を含め、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。なお、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する被災者台帳を作成する際には、県に対し協力を求める。</u> （略）</p>	391頁	<p>2 市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> （略）</p>	
	3 （略）		3 （略）	

頁	修正後	頁	備考												
397頁	<p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 自衛隊への派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請の方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <p>2 要請先等</p> <p>(1) 要請先等</p> <table border="1" data-bbox="181 1018 1086 1141"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td>中部方面特科連隊長</td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	中部方面特科連隊長	姫路市峰南町1番70号	<p>第4節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 自衛隊への派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請の方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>■派遣要請系統図 (知事に要請できない場合直接通知)</p> <p>2 要請先等</p> <p>(1) 要請先等</p> <table border="1" data-bbox="1205 1018 2110 1141"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宛先</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊姫路駐屯地</td> <td>第3特科隊長</td> <td>姫路市峰南町1番70号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宛先	所在地	陸上自衛隊姫路駐屯地	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号	
区分	宛先	所在地													
陸上自衛隊姫路駐屯地	中部方面特科連隊長	姫路市峰南町1番70号													
区分	宛先	所在地													
陸上自衛隊姫路駐屯地	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号													
397頁		396頁													

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
398頁	<p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239</td> <td>(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239</td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239	397頁	<p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)</td> <td>(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239</td> <td>(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239</td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239									
区分	電話番号																											
	勤務時間内	勤務時間外																										
自衛隊 中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239																										
区分	電話番号																											
	勤務時間内	勤務時間外																										
自衛隊 第3特科隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線238・650 FAX (079)222-4001 内線239	(079)222-4001 内線302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線239																										
399頁	<p>3・4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 「<u>防衛省所管</u>に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する<u>省令</u>」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与</p> <p>(10)・(11) (略)</p>	398頁	<p>3・4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 「<u>防衛庁の管理</u>に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する<u>総理府令</u>」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救いゆつ品の譲与</p> <p>(10)・(11) (略)</p>																									
404頁	<p>6・7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>救助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td><u>最長2年</u></td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩 7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td><u>福祉サービスの提供</u></td> <td><u>7日以内</u></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td><u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施項目	救助期間	応急仮設住宅の供与	<u>最長2年</u>	医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>	災害にかかった住宅の応急修理	<u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u>	403頁	<p>6・7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の実施 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td><u>着工から20日以内</u></td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩<u>の日から</u>7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td><u>1か月以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施項目	実施期間	応急仮設住宅の供与	<u>着工から20日以内</u>	医療及び助産	14日以内 分娩 <u>の日から</u> 7日以内	災害にかかった者の救出	3日以内	<u>(新設)</u>		災害にかかった住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	
実施項目	救助期間																											
応急仮設住宅の供与	<u>最長2年</u>																											
医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>																											
災害にかかった住宅の応急修理	<u>緊急の修理 10日以内</u> <u>3か月以内</u>																											
実施項目	実施期間																											
応急仮設住宅の供与	<u>着工から20日以内</u>																											
医療及び助産	14日以内 分娩 <u>の日から</u> 7日以内																											
災害にかかった者の救出	3日以内																											
<u>(新設)</u>																												
災害にかかった住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>																											

頁	修正後	頁	現 行	備考										
419頁	第6節・第7節（略） 第8節 交通・輸送対策 第1・第2（略） 第3 ヘリコプターの運行 1（略） 2 広域航空消防応援要請 （略） (1)（略） (2) 要望先	418頁	第6節・第7節（略） 第8節 交通・輸送対策 第1・第2（略） 第3 ヘリコプターの運行 1（略） 2 広域航空消防応援要請 （略） (1)（略） (2) 要望先											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 571 495 611">区分</th> <th data-bbox="495 571 790 611">連絡先</th> <th data-bbox="790 571 1090 611">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 611 495 699">昼間（9：00～17：30）</td> <td data-bbox="495 611 790 699">兵庫県 <u>危機管理部消防保安課</u></td> <td data-bbox="790 611 1090 699">TEL(078)362-<u>9821</u> FAX(078)362-9915</td> </tr> </tbody> </table>		区分	連絡先	電話番号	昼間（9：00～17：30）	兵庫県 <u>危機管理部消防保安課</u>	TEL(078)362- <u>9821</u> FAX(078)362-9915	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 571 1518 611">区分</th> <th data-bbox="1518 571 1814 611">連絡先</th> <th data-bbox="1814 571 2114 611">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 611 1518 699">昼間（9：00～17：30）</td> <td data-bbox="1518 611 1814 699">兵庫県 <u>企画県民部災害対策局消防課</u></td> <td data-bbox="1814 611 2114 699">TEL(078)362-<u>9831</u> FAX(078)362-9915</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連絡先	電話番号	昼間（9：00～17：30）	兵庫県 <u>企画県民部災害対策局消防課</u>
区分	連絡先	電話番号												
昼間（9：00～17：30）	兵庫県 <u>危機管理部消防保安課</u>	TEL(078)362- <u>9821</u> FAX(078)362-9915												
区分	連絡先	電話番号												
昼間（9：00～17：30）	兵庫県 <u>企画県民部災害対策局消防課</u>	TEL(078)362- <u>9831</u> FAX(078)362-9915												

頁	修正後	頁	現 行	備考
424頁	<p>第9節 避難対策 第1 (略) 第2 避難の方法 1・2 (略) 3 避難の誘導 避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り <u>地域</u> ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。 (略) 4～6 (略)</p>	423頁	<p>第9節 避難対策 第1 (略) 第2 避難の方法 1・2 (略) 3 避難の誘導 避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り <u>各地域</u> ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。 (略) 4～6 (略)</p>	
426頁	<p>第3 避難所の開設・運営 1 (略) 2 避難所の開設 (1) 避難所の開設 ①～③ (略) ④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。 ⑤・⑥ (略) (2)・(3) (略)</p>	425頁	<p>第3 避難所の開設・運営 1 (略) 2 避難所の開設 (1) 避難所の開設 ①～③ (略) ④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。 ⑤・⑥ (略) (2)・(3) (略)</p>	
427頁	<p>3 避難所の運営 (1) (略) (2) 運営管理 ① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努める。<u>また、長期化する避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進する</u>とともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	426頁	<p>3 避難所の運営 (1) (略) (2) 運営管理 ① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</p>	

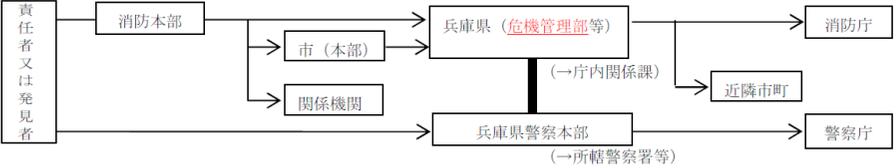
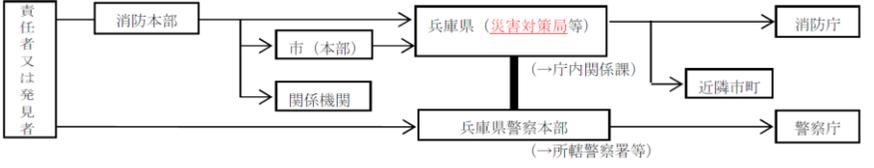
頁	修正後	頁	現 行	備考
427頁	<p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦ <u>要援護者（要配慮者）や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行う</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p>	426頁	<p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦ <u>高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める</u>とともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p>	
428頁	<p>⑧～⑱ （略）</p> <p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する等）するほか、<u>文化的・福祉的（栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等）</u>な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p>	427頁	<p>⑧～⑱ （略）</p> <p>4 保健活動</p> <p>市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、<u>文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）</u>な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p>	
429頁	<p>(1)・(2) （略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p><u>7</u> 車両の仮置場の確保 （略）</p> <p>第10節～12節 （略）</p>	429頁	<p>(1)・(2) （略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p><u>6</u> 車両の仮置場の確保 （略）</p> <p>第10節～第12節 （略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
443頁	<p>第2章 個別対策 第1節 (略) 第2節 危険物事故災害応急対策 第1・第2 (略) 第3 毒物・劇物事故応急対策 1 (略) 2 関係機関 (1)～(3) (略) (4) 消防応急対策 消防本部は、火災が発生した場合、特性に応じ火災警戒区域の設定を行い消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、県広域消防相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。 (5)～(12) (略) 第3節 (略)</p>	443頁	<p>第2章 個別対策 第1節 (略) 第2節 危険物事故災害応急対策 第1・第2 (略) 第3 毒物・劇物事故応急対策 1 (略) 2 関係機関 (1)～(3) (略) (4) 消防応急対策 消防本部は、火災が発生した場合、特性に応じ火災警戒区域の設定を行いた消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、県広域消防相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。 (5)～(12) (略) 第3節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	備考
446頁	<p>第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策 第1 通報、伝達、情報提供 (略) 1 航空事故災害 (略)</p>	446頁	
446頁	<p>2 鉄道事故災害 (略)</p>	446頁	
		<p>第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策 第1 通報、伝達、情報提供 (略) 1 航空事故災害 (略)</p>	
		<p>2 鉄道事故災害 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
447頁	<p>3 道路事故災害</p> <p>(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (略)</p>	447頁	<p>3 道路事故災害</p> <p>(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (略)</p>	
447頁	<p>(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (略)</p>	447頁	<p>(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
448頁	<p>■航空事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害の通報・伝達上の注意事項</p> <p>注1) 関係機関（市・消防本部、海上保安本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。</p> <p>注2) 連絡先 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室 警察庁：警備局警備課 消防庁：救急救助課 大阪空港事務所：管制保安部航空管制情報官、航空管制通信官 近畿地方整備局：道路部 近畿運輸局：企画部安全防災・環境課 鉄道部運転保安課 兵庫県<u>危機管理部</u>：災害対策課、<u>消防保安課</u>（勤務時間外及び緊急の場合） 兵庫県県土整備部：県土企画局交通政策課空港室 兵庫県北播磨県民局：総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合） 兵庫県警察本部：警備部災害対策課 市：本部事務局</p>	448頁	<p>■航空事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害の通報・伝達上の注意事項</p> <p>注1) 関係機関（市・消防本部、海上保安本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。</p> <p>注2) 連絡先 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室 警察庁：警備局警備課 消防庁：救急救助課 大阪空港事務所：管制保安部航空管制情報官、航空管制通信官 近畿地方整備局：道路部 近畿運輸局：企画部安全防災・環境課 鉄道部運転保安課 兵庫県<u>企画県民部</u>：<u>災害対策局</u>災害対策課、<u>同消防課</u>（勤務時間外及び緊急の場合） 兵庫県県土整備部：県土企画局交通政策課空港室 兵庫県北播磨県民局：総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合） 兵庫県警察本部：警備部災害対策課 市：本部事務局</p>	

頁	修正後	頁	備考
451頁	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 搬送中の危険物等への対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) 災害情報の収集及び報告 (略)</p> <p>■情報系統図（第1報）</p>  <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p>	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 搬送中の危険物等への対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) 災害情報の収集及び報告 (略)</p> <p>■情報系統図（第1報）</p>  <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	備考
	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第7編 災害復興計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>第1 復興計画等の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>(1) 策定上の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>① <u>復興事前準備の実施</u> <u>被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第7編 災害復興計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>第1 復興計画等の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>(1) 策定上の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>4 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																																							
59頁	3. 情報収集伝達・広報関係 3-1 防災関係機関の連絡先一覧 ■西脇市 (略) ■県	59頁	3. 情報収集伝達・広報関係 3-1 防災関係機関の連絡先一覧 ■西脇市 (略) ■県																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県庁</td> <td>神戸市中央区下山手通5-10-1</td> <td>078-341-7711(代)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 <u>危機管理</u>部 <u>消防保安課</u> (他府県へリ要請[昼間])</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>078-362-<u>9821</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 <u>危機管理</u>部 <u>災害対策課</u> <u>防災情報班</u> (フェニックス・衛星通信)</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>078-362-<u>9454</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代)		(略)				兵庫県 <u>危機管理</u> 部 <u>消防保安課</u> (他府県へリ要請[昼間])	"	078-362- <u>9821</u>	(略)	兵庫県 <u>危機管理</u> 部 <u>災害対策課</u> <u>防災情報班</u> (フェニックス・衛星通信)	"	078-362- <u>9454</u>	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県庁</td> <td>神戸市中央区下山手通5-10-1</td> <td>078-341-7711(代)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>消防課</u> (他府県へリ要請[昼間])</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>078-362-<u>9831</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>防災情報室</u> (フェニックス・衛星通信)</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>078-362-<u>9812</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代)		(略)				兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>消防課</u> (他府県へリ要請[昼間])	"	078-362- <u>9831</u>	(略)	兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>防災情報室</u> (フェニックス・衛星通信)	"	078-362- <u>9812</u>	(略)	
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																								
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代)																																									
(略)																																											
兵庫県 <u>危機管理</u> 部 <u>消防保安課</u> (他府県へリ要請[昼間])	"	078-362- <u>9821</u>	(略)																																								
兵庫県 <u>危機管理</u> 部 <u>災害対策課</u> <u>防災情報班</u> (フェニックス・衛星通信)	"	078-362- <u>9454</u>	(略)																																								
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																								
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代)																																									
(略)																																											
兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>消防課</u> (他府県へリ要請[昼間])	"	078-362- <u>9831</u>	(略)																																								
兵庫県 <u>企画県民部</u> <u>災害対策局</u> <u>防災情報室</u> (フェニックス・衛星通信)	"	078-362- <u>9812</u>	(略)																																								
59頁	■自衛隊 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u>	(略)			59頁	■自衛隊 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 <u>第3特科隊姫路</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	陸上自衛隊 <u>第3特科隊姫路</u>	(略)																										
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																								
陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊</u>	(略)																																										
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																								
陸上自衛隊 <u>第3特科隊姫路</u>	(略)																																										

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
60頁	<p>■ 指定地方行政機関 (略)</p> <p>■ 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 347 1086 603"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>NTTドコモビジネス株式会社</u></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3-2 被害状況判定基準</p>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	<u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)		(略)		<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>		(略)		60頁	<p>■ 指定地方行政機関 (略)</p> <p>■ 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1205 347 2110 603"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西日本電信電話株式会社</u> (兵庫支店)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社</u></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3-2 被害状況判定基準</p>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	<u>西日本電信電話株式会社</u> (兵庫支店)		(略)		<u>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社</u>		(略)		
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																									
<u>NTT西日本株式会社</u> (兵庫支店)		(略)																										
<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>		(略)																										
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																									
<u>西日本電信電話株式会社</u> (兵庫支店)		(略)																										
<u>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社</u>		(略)																										
63頁	<table border="1" data-bbox="181 676 1086 852"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の文教施設</td> <td>小学校、中学校及び<u>こども園</u>における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-3～3-6 (略)</p>	被害区分	判定基準	その他の文教施設	小学校、中学校及び <u>こども園</u> における教育の用に供する施設とする。	63頁	<table border="1" data-bbox="1205 676 2110 852"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の文教施設</td> <td>小学校、中学校及び<u>幼稚園</u>における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-3～3-6 (略)</p>	被害区分	判定基準	その他の文教施設	小学校、中学校及び <u>幼稚園</u> における教育の用に供する施設とする。																	
被害区分	判定基準																											
その他の文教施設	小学校、中学校及び <u>こども園</u> における教育の用に供する施設とする。																											
被害区分	判定基準																											
その他の文教施設	小学校、中学校及び <u>幼稚園</u> における教育の用に供する施設とする。																											

頁	修正後	頁	現 行	備考												
72頁	4. 応援・協定関係 4-1 災害時相互応援協定の締結先一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">応援協定名</th> <th style="width:15%;">協定主体</th> <th style="width:60%;">協定相手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</td> <td>西脇市</td> <td>西日本電信株式会社 <u>(現：NTT西日本株式会社)</u></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名	協定主体	協定相手	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西脇市	西日本電信株式会社 <u>(現：NTT西日本株式会社)</u>	72頁	4. 応援・協定関係 4-1 災害時相互応援協定の締結先一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">応援協定名</th> <th style="width:15%;">協定主体</th> <th style="width:60%;">協定相手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</td> <td>西脇市</td> <td>西日本電信株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名	協定主体	協定相手	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西脇市	西日本電信株式会社	
応援協定名	協定主体	協定相手														
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西脇市	西日本電信株式会社 <u>(現：NTT西日本株式会社)</u>														
応援協定名	協定主体	協定相手														
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西脇市	西日本電信株式会社														
74頁	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:25%;"><u>災害時における物資の提供に関する協定書</u></td> <td style="width:15%;"><u>西脇市</u></td> <td style="width:60%;"><u>スギホールディングス株式会社</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>災害時における物資の提供に関する協定書</u>	<u>西脇市</u>	<u>スギホールディングス株式会社</u>	74頁	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:60%;"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>(新設)</u>							
<u>災害時における物資の提供に関する協定書</u>	<u>西脇市</u>	<u>スギホールディングス株式会社</u>														
		<u>(新設)</u>														
253頁	4-2 協定書 【協定書については、別紙に記載】 4-3～7-7 (略)	253頁	4-2 協定書 【協定書については、別紙に記載】 4-3～7-7 (略)													
273頁	8. 飲料水・食料・物資関係 8-1 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧 (1-1) 【一覧表については、別紙に記載】	271頁	8. 飲料水・食料・物資関係 8-1 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧 (1-1) 【一覧表については、別紙に記載】													
274頁	(1-2) 【一覧表については、別紙に記載】	272頁	(1-2) 【一覧表については、別紙に記載】													
275頁	(2-1) 【一覧表については、別紙に記載】	273頁	(2-1) 【一覧表については、別紙に記載】													
276頁	(2-2) 【一覧表については、別紙に記載】	274頁	(2-2) 【一覧表については、別紙に記載】													
278頁	(3-1) 【一覧表については、別紙に記載】	275頁	(3-1) 【一覧表については、別紙に記載】													
279頁	(3-2) 【一覧表については、別紙に記載】	276頁	(3-2) 【一覧表については、別紙に記載】													
280頁	(4-1) 【一覧表については、別紙に記載】	277頁	(4-1) 【一覧表については、別紙に記載】													

頁	修正後	頁	現 行	備考								
281頁	(4-2) 【一覧表については、別紙に記載】	278頁	(4-2) 【一覧表については、別紙に記載】									
282頁	(5-1) 【一覧表については、別紙に記載】	279頁	(5-1) 【一覧表については、別紙に記載】									
283頁	(5-2) 【一覧表については、別紙に記載】	280頁	(5-2) 【一覧表については、別紙に記載】									
	9. 福祉関係		9. 福祉関係									
	9-1 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）		9-1 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）									
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)									
	(4) 障害者関連施設		(4) 障害者関連施設									
287頁	【一覧表については、別紙に記載】	284頁	【一覧表については、別紙に記載】									
	10. (略)		10. (略)									
	11. 災害救助法関係		11. 災害救助法関係									
	11-1 災害救助法による救助の基準		11-1 災害救助法による救助の基準									
290頁	【一覧表については、別紙に記載】	287頁	【一覧表については、別紙に記載】									
	12. 復旧・復興関係		12. 復旧・復興関係									
	12-1~12-4 (略)		12-1~12-4 (略)									
	12-5 住宅の耐震事業制度		12-5 住宅の耐震事業制度									
	1 西脇市住宅耐震化促進事業		1 西脇市住宅耐震化促進事業									
	(略)		(略)									
302頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>簡易耐震改修工事費補助事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	298頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>簡易耐震改修工事費補助事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） 者にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											

頁	修正後	頁	現 行	備考								
303頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>住宅耐震改修工事費補助</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	住宅耐震改修工事費補助	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	299頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>住宅耐震改修工事費補助</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	住宅耐震改修工事費補助	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
	補助事業名	住宅耐震改修工事費補助										
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	住宅耐震改修工事費補助											
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											
304頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>屋根軽量化工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	300頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>屋根軽量化工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
	補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業										
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											
304頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>シェルター型工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	シェルター型工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	300頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>シェルター型工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	シェルター型工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
	補助事業名	シェルター型工事費補助事業										
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	シェルター型工事費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											
305頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>建替工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	建替工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	301頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>建替工事費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	建替工事費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
	補助事業名	建替工事費補助事業										
補助対象者	1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	建替工事費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											
305頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>防災ベッド等設置費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	防災ベッド等設置費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者	301頁	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>防災ベッド等設置費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者</td> </tr> </table>	補助事業名	防災ベッド等設置費補助事業	補助対象者	1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者	
	補助事業名	防災ベッド等設置費補助事業										
補助対象者	1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,395</u> 万円）以下の者											
補助事業名	防災ベッド等設置費補助事業											
補助対象者	1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者） にあつては、給与収入が <u>1,420</u> 万円）以下の者											